

建設省告示第 号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第七号の二の規定に基づき、準耐火構造に関する構造方法を、次のように定める。

平成 年 月 日

建設大臣 中山 正暉

準耐火構造に関する構造方法を定める件

第一 間仕切壁で、通常の火災による火熱が加えられた場合に加熱開始後四十五分間以上構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じず、かつ、通常の火災による火熱が加えられた場合に当該加熱面以外の面の温度が加熱開始後四十五分間以上可燃物燃焼温度以上に上昇しないものの構造方法にあつては、次の各号に掲げるものとする。

- 一 耐火構造（耐力壁であるものに限る。次号において同じ。）に関する構造方法として建設大臣が定めたもの
- 二 当該構造方法を用いた構造が耐火構造であるものとして建設大臣の認定を受けたもの

三 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百十五条の二の二第一項第一号に規定する構造に関する構造方法として建設大臣が定めたもの

四 当該構造方法を用いた構造が令第百十五条の二の二第一項第一号に規定する構造であるものとして建設大臣の認定を受けたもの

五 次のイからハまでのいずれかに掲げるもの

イ 間柱及び下地が木材又は鉄材で造られたもので、その両側にそれぞれ次の①から④までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたもので、かつ、防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」という。）が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造であるもの

① 厚さが十五ミリメートル以上の石膏ボード（強化石膏ボードを含む。以下同じ。）

② 厚さが十二ミリメートル以上の石膏ボードの上に厚さが九ミリメートル以上の石膏ボード又は難燃合板を張つたもの

③ 厚さが九ミリメートル以上の石膏ボード又は難燃合板の上に厚さが十二ミリメートル以上の石膏

ボードを張ったもの

(4) 厚さが七ミリメートル以上の石膏<sup>こう</sup>ラスボードの上に厚さ八ミリメートル以上石膏<sup>こう</sup>プasterを塗ったもの

□ 間柱及び下地が不燃材料で造られたもので、その両側にそれぞれ次の(1)から(3)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたもの

(1) 鉄網モルタル塗で塗厚さが一・五センチメートル以上のもの

(2) 木毛セメント板張又は石膏<sup>こう</sup>ボード張の上に厚さ一センチメートル以上モルタル又はしっくいを塗ったもの

(3) 木毛セメント板の上にモルタル又はしっくいを塗り、その上に金属板を張ったもの

八 間柱若しくは下地が不燃材料以外の材料で造られたもので、その両側にそれぞれ次の(1)から(10)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたもの

(1) 鉄網モルタル塗又は木ずりしつくい塗で塗厚さが二センチメートル以上のもの

(2) 木毛セメント板張又は石膏<sup>こう</sup>ボード張の上に厚さ一・五センチメートル以上モルタル又はしっくい

を塗ったもの

(3) モルタル塗の上にタイルを張ったものでその厚さの合計が二・五センチメートル以上のもの

(4) セメント板張又は瓦張りの上にモルタルを塗ったものでその厚さの合計が二・五センチメートル

以上のもの

(5) 土蔵造

(6) 土塗真壁造で裏返塗りをしたもの

(7) 厚さが一・二センチメートル以上の石膏<sup>こっす</sup>ボード張の上に亜鉛鉄板又は石綿スレート<sup>いんげん</sup>を張ったもの

(8) 厚さが二・五センチメートル以上の岩綿保温板張の上に亜鉛鉄板又は石綿スレートを張ったもの

(9) 厚さが二・五センチメートル以上の木毛セメント板張の上に厚さが〇・六センチメートル以上の

石綿スレートを張ったもの

(10) 石綿スレート又は石綿パライト板を二枚以上張ったもので、その厚さの合計が一・五センチメ

ートル以上のもの

第二 外壁の構造方法にあつては、次の各号に掲げるものとする。

一 通常の火災による火熱が加えられた場合に加熱開始後四十五分間以上構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じず、かつ、屋外側から通常の火災による火熱が加えられた場合に当該加熱面以外の面の温度が加熱開始後四十五分間以上可燃物燃焼温度以上に上昇しないもので、屋内側から通常の火災による火熱が加えられた場合に加熱開始後四十五分間以上屋外に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものの構造方法にあつては、次のイからホまでに掲げるもの

イ 耐火構造（耐力壁であるものに限る。ロにおいて同じ。）に関する構造方法として建設大臣が定め  
たもの

ロ 当該構造方法を用いた構造が耐火構造であるものとして建設大臣の認定を受けたもの

ハ 令第百十五条の二の二第一項第一号に規定する構造に関する構造方法として建設大臣が定めたもの

二 当該構造方法を用いた構造が令第百十五条の二の二第一項第一号に規定する構造であるものとして  
建設大臣の認定を受けたもの

ホ 間柱及び下地が木材又は鉄材で造られたもので、その屋外側の部分に次の①から⑦までのいずれかに該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に第一第五号①から⑤までのいずれかに該

当する防火被覆が設けられたもの（防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造であるものに限る。）

(1) 厚さが十二ミリメートル以上の石膏ボードの上に金属板又は石綿スレートを張ったもの  
(2) 木毛セメント板又は石膏ボードの上に厚さ十五ミリメートル以上モルタル又はしっくいを塗ったもの

(3) モルタルの上にタイルを張ったものでその厚さの合計が二十五ミリメートル以上のもの

(4) セメント板又は瓦の上にモルタルを塗ったものでその厚さの合計が二十五ミリメートル以上のもの  
の

(5) 厚さが二十五ミリメートル以上のロックウール保温板の上に金属板又は石綿スレートを張ったもの  
の

(6) 厚さが二十五ミリメートル以上の木毛セメント板の上に厚さが六ミリメートル以上の石綿スレートを張ったもの

(7) 石綿スレート又は石綿パライト板を二枚以上張ったもので、その厚さの合計が十五ミリメートル以上のもの

二 屋外側から通常の火災による火熱が加えられた場合に当該加熱面以外の面の温度が加熱開始後三十分間以上可燃物燃焼温度以上に上昇しないもので、かつ、通常の火災による火熱が加えられた場合に屋内側から通常の火災による火熱が加えられた場合に加熱開始後三十分間以上屋外に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものの構造方法にあつては、次のイからホまでに掲げるもの

イ 耐火構造に関する構造方法として建設大臣が定めたもの

ロ 当該構造方法を用いた構造が耐火構造であるものとして建設大臣の認定を受けたもの

ハ 令第百十五条の二の二第一項第一号に規定する構造に関する構造方法として建設大臣が定めたもの

二 当該構造方法を用いた構造が令第百十五条の二の二第一項第一号に規定する構造であるものとして

建設大臣の認定を受けたもの

ホ 間柱及び下地が木材又は鉄材で造られたもので、その屋外側の部分に前号ホ(1)から(7)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に次のイ又はロに該当する防火被覆が設

けられたもので、かつ、防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造であるもの

(1) 厚さが八ミリメートル以上のスラグ石膏系セメント板

(2) 厚さが十二ミリメートル以上の石膏ボード

第三 柱で、通常の火災による火熱が加えられた場合に加熱開始後四十五分間以上構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものの構造方法にあつては、次の各号に掲げるものとする。

一 耐火構造に関する構造方法として建設大臣が定めたもの

二 当該構造方法を用いた構造が耐火構造であるものとして建設大臣の認定を受けたもの

三 令第一百五条の二の二第一項第一号に規定する構造に関する構造方法として建設大臣が定めたもの

四 当該構造方法を用いた構造が令第一百五条の二の二第一項第一号に規定する構造であるものとして建設大臣の認定を受けたもの

五 第一第五号(1)から(4)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたもの又は次に掲げる基準に適合するもので、かつ、防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられてい

る等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造であるもの

イ 令第四十六条第二項第一号イ及びロに掲げる基準に適合していること。

ロ 当該柱を接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第九百二号に定める基準（同告示第二号の規定にあつては、「二・五センチメートル」とあるのは「三・五センチメートル」と読み替えるものとする。第一第五号ロにおいて同じ。）に従つて、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。

ハ 当該柱を有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示第九百二号に定める基準（同告示第二号の規定にあつては、「二・五センチメートル」とあるのは「三・五センチメートル」と読み替えるものとする。第一第五号ハにおいて同じ。）に従つた構造計算によつて通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。

第四 床で、通常の火災による火熱が加えられた場合に加熱開始後四十五分間以上構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じず、かつ、通常の火災による火熱が加えられた場合に当該加熱面以外の面の温度が加熱開始後四十五分間以上可燃物燃焼温度以上に上昇しないものの構造方法にあつては、次

の各号に掲げるものとする。

一 耐火構造に関する構造方法として建設大臣が定めたもの

二 当該構造方法を用いた構造が耐火構造であるものとして建設大臣の認定を受けたもの

三 令第百十五条の二の二第一項第一号に規定する構造に関する構造方法として建設大臣が定めたもの

四 当該構造方法を用いた構造が令第百十五条の二の二第一項第一号に規定する構造であるものとして建設大臣の認定を受けたもの

五 根太及び下地が木材又は鉄材で造られており、次に掲げる基準に適合するもので、かつ、防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造であるもの

イ 表側の部分に次の①から④までのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。

① 厚さが十二ミリメートル以上の構造用合板、構造用パネル、パーティクルボード、デッキプレー

トその他これらに類するもの（以下「合板等」という。）の上に厚さが九ミリメートル以上の石膏こうボード若しくは軽量気泡コンクリート又は厚さが八ミリメートル以上の硬質木片セメント板を張つ

たもの

- (2) 厚さが十二ミリメートル以上の合板等の上に厚さ九ミリメートル以上モルタル、コンクリート（軽量コンクリート及びシンダーコンクリートを含む。以下同じ。）又は石膏を塗ったもの
  - (3) 厚さが三十ミリメートル以上の木材
  - (4) 畳（ポリスチレンフォームの畳床を用いたものを除く。以下同じ。）
- 裏側の部分又は直下の天井に次の(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられていること。

- (1) 厚さが十五ミリメートル以上の強化石膏ボード
- (2) 厚さが十二ミリメートル以上の強化石膏ボードの上に厚さが五十ミリメートル以上のロックウール（かさ比重が〇・〇四以上のものに限る。以下同じ。）を張ったもの

第五 はりで、通常の火災による火熱が加えられた場合に加熱開始後四十五分間以上構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものの構造方法にあつては、次の各号に掲げるものとする。

- 一 耐火構造に関する構造方法として建設大臣が定めたもの
- 二 当該構造方法を用いた構造が耐火構造であるものとして建設大臣の認定を受けたもの

三 令第百十五条の二の二第一項第一号に規定する構造に関する構造方法として建設大臣が定めたもの

四 当該構造方法を用いた構造が令第百十五条の二の二第一項第一号に規定する構造であるものとして建設大臣の認定を受けたもの

五 第四第五号①又は②に該当する防火被覆が設けられたもの又は次に掲げる基準に適合するもので、かつ、防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造であるもの

イ 令第四十六条第二項第一号イ及びロに掲げる基準に適合していること。

ロ 当該はりを接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第千九百一号に定める基準に従って、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること

ハ 当該はりを有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示第千九百二号に定める基準に従った構造計算によつて、通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。

第六 屋根で、屋外側から通常の火災による火熱が加えられた場合に加熱開始後三十分間以上構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないもので、かつ、屋内側から通常の火災による火熱が加

えられた場合に加熱開始後三十分間以上屋外に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものの構造方法にあつては、次の各号に掲げるものとする。

- 一 耐火構造に関する構造方法として建設大臣が定めたもの
- 二 当該構造方法を用いた構造が耐火構造であるものとして建設大臣の認定を受けたもの
- 三 不燃材料で造られ、又はふかれており、かつ、その屋内側の部分又は直下の天井及び軒裏に次のイからトまでのいずれかに該当する防火被覆が設けられたもので、防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造であるもの

イ 厚さが十二ミリメートル以上の強化石膏ボード

ロ 厚さが九ミリメートル以上の石膏ボードの上に厚さが九ミリメートル以上の石膏ボードを張ったもの

ハ 厚さが十二ミリメートル以上の石膏ボードの上に厚さが五十ミリメートルのロックウールを張ったもの

二 厚さが十二ミリメートル以上の硬質木片セメント板

ホ 第二第一号(1)から(7)までのいずれかに該当するもの

ヘ 塗厚さが二十ミリメートル以上の鉄網モルタル

ト 繊維混入ケイ酸カルシウム板を二枚以上張ったもので、その厚さの合計が十六ミリメートル以上のもの

第七 軒裏で、屋外側から通常の火災による火熱が加えられた場合に当該加熱面以外の面の温度が加熱開始後四十五分間以上可燃物燃焼温度以上に上昇せず、かつ、屋内側から通常の火災による火熱が加えられた場合に加熱開始後四十五分間以上屋外に火災を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものの構造方法にあつては、次の各号に掲げるものとする。

一 令第百十五条の二の二第一項第一号に規定する構造に関する構造方法として建設大臣が定めたもの

二 当該構造方法を用いた構造が令第百十五条の二の二第一項第一号に規定する構造であるものとして建設大臣の認定を受けたもの

三 第六第三号二又はホに該当する防火被覆が設けられ、かつ、防火被覆の取合い等の部分が、当該取合

い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造であるもの

附 則

1 この告示は、平成十二年 月 日から施行する。